

## 大洗町議会交際費支出基準に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、議長、副議長及び常任委員会の委員長又はその代理の議員が、議会を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という）について、種別、支出範囲その他支出基準を定めることにより円滑な執行を図ることを目的とする。

### (支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 大洗町議会と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 大洗町議会の伸展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等があったもの
- (4) その他議長が特に必要と認めるもの

### (支出区分)

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次の区分に基づいて支出することができるものとする。

- (1) 会費 会費制で開催される懇親会、祝賀会等の参加に係る経費について支出するものとする。
- (2) 慶祝 慶事及び総会並びに各種行事等に係るお祝いについて支出するものとする。
- (3) 弔慰 葬儀、法要等における香典、供花等の支出に係る経費について支出するものとする。
- (4) 見舞 病氣見舞及びり災見舞を対象として支出するものとする。
- (5) 渉外 議会運営上必要な外部機関との交渉、交際、訪問等のために必要な特産品等に支出するものとする。
- (6) 賛助 公益性が高く趣旨に賛同できるカンパ等に係る経費について支出するものとする。
- (7) 接遇 議会運営上、必要と認められる場合の接遇に要する費用について支出するものとする。
- (8) その他 議会運営上、議長が特に支出する必要があると認められる費用について支出するものとする。

### (支出額)

第4条 支出額は、社会通念上妥当かつ必要最小限の額とする。

- 2 会費制による懇親会、祝賀会等に係る支出額は、会費相当額とする。
- 3 慶弔に係る支出対象者及び金額は別表のとおりとする。

### 附則

この要綱は、令和1年11月3日から施行する。